

# 令和3年度決算における 秩父市財政健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、下記のとおり公表します。いずれの指標についても、令和2年度に引き続き、市の財政が健全であるという結果となりました。また、基金の状況については表3のとおりです。

## 1 健全化判断比率

市の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準<sup>\*1</sup>および財政再生基準<sup>\*2</sup>を下回りました。

## 2 資金不足比率

各公営企業会計の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標で、資金不足比率が経営健全化基準<sup>\*3</sup>（20.0%）を超えた場合には、企業ごとに、「経営健全化計画」の策定と外部監査の導入が義務付けられ、経営の健全化に取り組むことになります。

市では、病院事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽事業特別会計および公設地方卸売市場特別会計のいずれの公営企業会計も資金不足は生じませんでした。

### 用語解説

#### ※1 早期健全化基準

地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

#### ※2 財政再生基準

地方公共団体が、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、国等の関与により計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率および実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

#### ※3 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

表1 市の健全化判断比率

(単位：%)

	健全化判断比率 (秩父市の数値)	早期健全化基準 ※1	財政再生基準 ※2
実質赤字比率	—	12.58	20.00
連結実質赤字比率	—	17.58	30.00
実質公債費比率	3.4	25.0	35.0
将来負担比率	13.7	350.0	

○実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため比率がないものとされます(「-」と表示)。

表2 健全化判断比率等と秩父市の会計区分

会計分類	会計名称/団体名	健全化判断比率		
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	資金不足比率
一般会計等	一般会計			
公営事業会計	公営企業会計 病院事業会計 下水道事業会計 農業集落排水事業特別会計 戸別合併処理浄化槽事業特別会計 公設地方卸売市場特別会計			
	国民健康保険特別会計（事業勘定） 国民健康保険特別会計（診療施設勘定） 介護保険特別会計 駐車場事業特別会計			
一部事務組合・広域連合	秩父広域市町村圏組合 埼玉県市町村総合事務組合 彩の国さいたま人づくり広域連合 埼玉県後期高齢者医療広域連合			
第三セクター等	(一財) 秩父市地域振興公社 (株) ちちぶ観光機構 秩父新電力(株)			

※地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標である「経常収支比率」は、82.6%（令和2年度：87.8%）でした。この指標は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

## 3 基金の状況

表3

(令和3年度末現在)

基金名	令和3年度末残高	令和2年度末残高	増減	目的	今後の見込み
財政調整基金	24億8,704万円	21億6,295万円	3億2,409万円	財源の年度間の調整を図り、財政の健全な運営に資する。	標準財政規模の10%（約18億円）を目安に維持する。
減債基金	30億9,327万円	31億5,999万円	▲6,672万円	市債の償還に必要な財源を確保し、財政の健全な運営に資する。	剰余金を積み立て、市債の償還に活用。
公共施設整備基金	23億6,304万円	23億5,186万円	1,118万円	公共施設整備事業の推進を図る。	剰余金を積み立て、公共施設の整備・改修に活用。
その他の基金	71億7,720万円	70億4,744万円	1億2,977万円		
合計	151億2,055万円	147億2,224万円	3億9,831万円		